

第96回接続委員会 議事概要

日時 平成19年7月17日(火) 14:00~15:45

場所 902会議室

参加者 接続委員会 東海主査、酒井主査代理、相田委員、佐藤委員、直江委員、藤原委員、黒川主査(ユニバーサルサービス委員会)

総務省 武内電気通信事業部長、谷脇事業政策課長、古市料金サービス課長、二宮料金サービス課企画官、飯村料金サービス課課長補佐、寺岡料金サービス課課長補佐、鈴木料金サービス課課長補佐、事務局

【議事要旨】

平成20年度以降の接続料算定の在り方について

総務省から報告書(案)について説明が行われた後、審議が行われた。その結果、報告書(案)を7月23日開催の電気通信事業部会で報告する旨、了承された。

【主な発言等】

平成20年度以降の接続料算定の在り方について

黒川主査 ユニバーサルサービス委員会では、審議会からの要請を受け討議した上で、パブリックコメントにかけ、提出された意見についても議論した。問題の一つは、ほぼ全ての事業者が一人7円のユニバーサルサービスコストを料金に上乗せをしたことだった。全ての事業者が上乗せするならば、クラブ財としての意味は十分理解でき、競争に影響を与えない。全員が一定の負担をするのであればユニバーサルサービスに対する負担という観点では良いのではないか。ただ、結果的には利用者の費用負担増になることが良いか。これをどう考えるかが大きな問題。NTSコストがある部分の負担、もともと長期増分費用のうちの一定割合をユニバーサルサービスの費用とするという簡便な手法で割り振ることを考えていたので、接続料の議論とかぶっている。そこについてどうしたら良いか。今までの7円負担の範囲であれば許容されるかもしれないが、今後も負担が拡大していくことに関してどうするか。

一方で、全国平均+2 という考え方で、き線点RT GC間の伝送のコストの一部も接続料の原価に算入した場合にも、なおその考え方を維持できるか。ユニバーサルサービスの費用負担を一人当たりどのくらいの範囲にするのが良いかということについて委員会で議論し、結果としては、短期的な判断を行った。原則があったかどうか必ずしも定かでないが、大きな負担の差は起こらないように調整していたと理解。本日、接続料の観点から、その費用の関係を我々が考えていたことをうまく説明いただいた。

直江委員 RT GC間のコストを算出するために、モデルの数字ではなく、現実の数字を使うという話だったが、NTSコストがRT局に発生し、RT局は比較的少数の利用者を収容する収容局に設置される実態が多いことから、このコストがほぼ高コスト地域に固まって分布するという結果になっていることがわかった。もう一点、議論の対象だったのは、NTSコストを5年間にかけて段階的に付替えしていく点。この委員会では、NTT東西の接続料を極力透明な方法で低減化しようという大きな目標がある。

相田委員 モデルと現実が乖離することは一種の宿命。モデルではき線点RTを使っているとしても、現実がどうなのかわからないし、モデルと現実とでは、どこが高コスト地域に入るかということも違う。全体を見渡して、どれくらいユニバーサルサービスの費用を補てんしたらよいかということ算定することのみにモデルを使用すると割り切れればよい。

黒川主査 制度を導入した2年前にはNTT東西から8800の局の費用の分布を全部出してもらい、それがどのくらいの範囲に入るか検証したところ、標準偏差の議論をあてはめても適切だったので制度を作った。

佐藤委員 接続の方でもモデルが現実と一致していない部分が生じ、どういう状況でそうした逆転現象が起こっているのかを見る必要がある。ユニバーサルサービスでもモデルが現実と違う状況が起きているかもしれないので、特定の地域だけでもよいが、それは実績データとつきあわせて、モデル自体が問題を起こしていないか、どこかで時間があれば検証すべき。

直江委員 前回も言ったが、全国平均費用+2 というユニバーサルサービス制度の議論にNTSコストを接続料に戻すという議論を加えるとすると、純粋に全国平均+2 にはならない。それならば、対象となる地域を変え、本当の過疎地域のみをユニバーサルサービスの補てん対象とするという議論もあり得ると思うがどうか。

黒川主査 その考え方はありうる。負担の方式をどうするかということもその原則に合わせてくれればいいのだが。

東海主査 ユニバーサルサービス委員会は、PSTNでデータをどう理解するかという何年か前にあった収支相殺の議論が現行ではベンチマーク方式が

適切と考えた。そうなる番号に着目するのがその考え方の中では適切。これからのユニバーサルサービスの新しい展開については、また違う新しい議論がスタートしている。

総務省 ユニバーサルサービスの将来像については、ユニバーサルサービスの将来像に関する研究会にて議論していただいております、年内に報告書をまとめていただくことを予定している。

東海主査 番号で考えることはその当時のユニバーサルサービスの理屈。しかし、接続料として事業者が負担すると考えた場合、番号を持ち込むわけにはいかない。また、番号はユーザに直結しているためユーザに負担転嫁する可能性もある。もともと接続料の考え方はトラフィック、従量制という考え方をベースに動いていた。

総務省 今回も暫定的な措置であり、IPネットワークへの移行期である中で長期にわたって決め打ちをすることが非常に難しいのは否めない事実。

酒井主査代理 ユニバーサルサービス委員会で、ユニバーサルサービスというもの存在してそれを皆が補助するのだ、という考え方を決めたことは素晴らしいこと。番号ごとで補助をするというのはわかりやすい考えだが、電話を多く使っている人が多く補てんするという考え方も悪いことではない。補助を表にきちんと出すことが大事。欠点としては、皆が7円補てんしていることが表に出た。接続料に入るとまたそれが消えてしまう。なんとなく補てんするという概念に戻ってしまうのが残念だが仕方がない。

佐藤委員 コストの発生要因に応じてコストイングとプライシングができるのがマーケットなのでそういう原理原則を維持していただいているのはよいこと。今回、暫定的な措置としてNTT東西の基本収支悪化を回避するために当面接続料にNTSコストの一部が入るが、コストイングとプライシングの原則が守られていないのは残念。今後、透明性の確保と呼び方を検討すべき。

総務省 ご指摘を踏まえて検討したい。

酒井主査代理 NTT東西が補てんを受けるユニバーサルサービスに対する総額が変わっているわけではない。接続料から負担するよう変わるだけ。

今後、接続料金がなぜ値上げがされないのか、その論理がよくわからない。

直江委員 接続料金は値上げになる。

酒井主査代理 今までは一律7円で非常に分かりやすかった。今後は接続料金、通話料金に跳ね返るかもしれないが、あまり表に出ないだけ。この方法にすると通話料金が値上げになるわけではなく、何とか吸収できるということになるのか。

直江委員 現在の接続料金を維持できるが、少なくとも利益には影響がある。

佐藤委員　トラフィックの状況次第では皆が納得する形で合理的に上がることもある。もう少し下がるべきであるものが、少ししか下がらなくなるという状態にもなりうる。市場に対するコンセンサスを現状として、大きな変化がない中で、今の競争が続けられる。合理的な理由があれば上がりもするし、下がりもする。大きな変化を我々が委員として決めるのだから、より客観的な原理原則が必要。

総務省　ユニバーサルサービス維持のための仕組みとしては本来的なユニバーサルサービスと接続料で回収しているという言い方が理想的には正しいが、制度的には全く意味合いが違う。適格電気通信事業者という者を指定し、法的な裏付けをもって負担金を徴収するものと接続料は意味合いが違う。あくまで接続料は適正な原価に照らして算定されている。このため、必ずしも両方ともユニバーサルサービスの位置づけとは言えない。

東海主査　NTSコストをユニバーサルサービスから接続料へ戻した場合のNTT東西に与える財務上の影響はどうか。

総務省　数字自体はコンフィデンシャルなので申し上げられないが、NTTがマイナスになったり取り損ねたりということはない。数年間を見渡したNTT東西に与える影響については、試算した結果、NTSコストが最終的に除外された平成23年以降についても、引き続きNTT東西の財務体質は若干効率化を求める形で継続する状況。以前の三年間においても、通算すれば同じような形で効率化を求めざるを得ない。

東海主査　では、23日に本報告書で事業部会に報告をしたい。

以上